

事業名		コミュニティ助成事業（コミュニティセンター助成事業）	10
根拠法令等		コミュニティ助成事業実施要綱	
制度の概要	目的	宝くじの社会貢献広報事業として、コミュニティ活動に必要な集会施設の整備に対して助成を行い、地域のコミュニティ活動の充実・強化を図ることにより、地域社会の健全な発展と住民福祉の向上に寄与するものとする。	
	実施主体 (助成対象)	市町村又は市町村が認めるコミュニティ組織	
	助成内容	住民の行う自主的なコミュニティ活動を積極的に推進し、その健全な発展を図るため、住民の需要の実態に応じた機能を有する集会施設（コミュニティセンター・自治会集会所等）の建設又は大規模修繕、及びその施設に必要な備品の整備に関する事業。	
	助成金	(一財)自治総合センター 3／5以内（15,000千円を上限）	
担当課 及び 連絡先		地域創生課 地域支援・過疎係 027－226－2352	
実績		令和元年度 3件 45,000千円 令和2年度 3件 28,200千円 令和3年度 3件 45,000千円 令和4年度 4件 58,400千円 令和5年度 4件 59,800千円 令和6年度 3件 45,000千円	

事業名		地域振興調整費（住民センター等整備事業）	11
根拠法令等		地域振興調整費補助金交付要綱	
制度の概要	目的	行政と地域住民が連携し、地域のコミュニティ機能を強化し、魅力ある地域へと向上させる取組を支援することを目的とする。	
	補助対象	住民自治組織 ※新築、全面改築、床面積の変更を伴う改修については、法人格を有する認可地縁団体	
	事業内容（補助メニュー）	集会施設の建設経費の一部を補助する。 1. 新設、全面改築 ※ユニバーサルデザインへの配慮が必要 2. 改修 ※バリアフリー化または長寿命化を目的とする事業に限る （長寿命化を目的とする改修については、工事費が 2,000 千円以上の事業が対象）	
	補助率	1 / 2 以内 新設又は全面改築（限度額：3,000 千円または市町村補助額のうちのいずれか少ない額） 改修（限度額：1,500 千円または市町村補助額のうちのいずれか少ない額）	
担当課及び連絡先		地域創生課 地域連携係 027-226-2361（内）2361	
実績		平成 26 年度 3 件 2,850 千円 平成 27 年度 6 件 11,633 千円 平成 28 年度 5 件 8,093 千円 平成 29 年度 3 件 4,629 千円 平成 30 年度 5 件 7,849 千円 令和元年度 2 件 1,672 千円 令和 2 年度 1 件 3,000 千円 令和 3 年度 1 件 500 千円 令和 4 年度 0 件 0 千円 令和 5 年度 0 件 0 千円 令和 6 年度 0 件 0 千円	

事業名		人材力の活性化（単独事業）	12
根拠法令等		地方債同意等基準運用要綱	
制度の概要	目的	地方への移住者・定住者、地場産業の後継者など、地域を支える人材の育成及び確保を図るための施設の整備を支援する。	
	事業実施	市町村	
	事業内容	ア Uターン等による地方移住者・定住者向け貸付住宅の整備 イ 地場産業後継者の育成・支援施設等の整備 ウ NPOサポートセンター、ボランティア支援センター等の共生社会を支える市民活動支援のための施設の整備 （具体例） ① NPOサポートセンター ② ボランティア支援センター 等 エ 地域貢献・地域連携を主たる目的とする公立大学、公立短期大学及び公立高等専門学校施設の施設（産学連携拠点施設、サテライトキャンパス、地域交流拠点施設、地域連携センター等）の整備（私学大学等の設置者からの買取りは除く）	
	充当率	90% ※後年度、元利償還金の30%相当額を普通交付税の基準財政需要額に算入	
担当課及び連絡先		市町村課 地方債・公営企業係 TEL：027-226-2224	
実績		平成21年度 上野村（地方移住者等貸付住宅整備） 高崎市、太田市、藤岡市 令和5年度 前橋市 令和6年度 前橋市	

事業名		地域の歴史文化資産の活用（単独事業）	13
根拠法令等		地方債同意等基準運用要綱	
制度の概要	目的	個性的で誇りに満ちた地域社会の形成に資する地域主導による歴史文化資産の保存・活用を図るための施設等の整備を支援する。	
	事業実施	市町村	
	事業内容	①文化財保護法（昭和25年法律第214号）第182条第2項の規定により指定された有形文化財、有形民俗文化財等（建造物等又は土地に限る。）の取得、保存及び周辺整備 ②同法第27条第1項等の規定により指定された重要文化財、国宝等（建造物等又は土地に限る。）の取得、保存及び周辺整備 ③同法第57条第1項等の規定により登録された有形文化財、有形民俗文化財等（建造物等又は土地に限る。）の取得、保存及び周辺整備 ④住民が地域の歴史文化資産とふれあう場等の整備や歴史的建造物・街並みの保存及び周辺整備等	
	充 当 率	90% ※後年度、元利償還金の30%相当額を普通交付税の基準財政需要額に算入	
担当課 及び 連絡先		市町村課 地方債・公営企業係 TEL：027-226-2224	
実績		平成21年度 藤岡市（地域資源活用促進事業） 平成24年度 前橋市 平成25年度 前橋市 平成26年度 前橋市 平成27年度 前橋市 平成28年度 前橋市 平成29年度 前橋市 令和元年度 前橋市、沼田市 令和4年度 伊勢崎市、安中市 令和5年度 前橋市 令和6年度 前橋市	

事業名		都市開発資金	14
根拠法令等		都市開発資金の貸付けに関する法律	
制度の概要	目的	都市の計画的整備を推進するために、地方公共団体等及び土地開発公社に対し、公共施設や都市開発のための用地の先行取得資金を貸付けるとともに、市街地再開発事業及び土地区画整理事業の促進のための必要な資金の貸付け、並びに良好な都市機能や都市環境の保全・創出を推進するため、エリアマネジメント事業や賑わい増進事業に必要な資金の貸付けを行うもの。	
	補助対象	下記①②④：地方公共団体、組合、個人、法人等（地方公共団体経由で貸付け） 下記③：地方公共団体、中心市街地整備推進機構（地方公共団体経由で貸付け）	
	内容	①土地区画整理事業資金融資（無利子貸付金） ・事業資金貸付金 ・保留地取得資金貸付金 ②市街地再開発事業資金融資（無利子貸付金） ・事業資金貸付金・保留地取得資金貸付金 ③用地先行取得資金融資（長期・低利融資） ・都市施設用地買収資金 ・都市機能更新用地買収資金 ④都市環境維持・改善事業資金融資（無利子貸付金） ・法人等が行う都市環境維持・改善事業（まちづくり活動拠点、空地・空き店舗活用、ポケットパーク整備、駐車場整備等） 詳細については以下の国土交通省 HP をご確認ください http://www.mlit.go.jp/toshi/city/sigaiti/toshi_urbanmainte_tk_000035.html	
	補助率	組合、個人、法人等は無利子貸付けを行う地方公共団体に対してその資金の一部（事業費うち国の貸付額は地方公共団体貸付額の 1/2 以内）	
担当課及び連絡先		都市計画課 企画推進係 ※「国の予算等貸付金債」に該当するため、借入れ（＝起債）に当たっては、県知事（市町村課 地方債・公営企業係）への届出が必要。 027-226-3661	
実績		平成8年度 伊勢崎市（公園事業） 平成14～16年度 桐生市（街路事業） 平成21年度 千代田町（土地区画整理事業）	

事業名		林業・木材産業循環成長対策交付金 (木造公共建築物等の整備)	15
根拠法令等		森林・林業基本法	
制度の概要	目的	意欲と能力のある林業経営体に森林の経営・管理を集積・集約化するとともに、川上から川下までの連携による生産・加工・流通コストの一体的な削除を図るべく必要な支援を行うことを目的とする。	
	補助対象	県、市町村、地方公共団体が出資する法人、特別区、地方公共団体の組合その他「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」(平成 22 年法律第 36 号)規定する公共建築物の整備主体	
	内 容	・地方公共団体の方針に基づく公共建築物の整備 (木造公共施設、木質内装、木製外構施設、付帯施設等)	
	補 助 率	①木造公共施設、木製外構施設、附帯施設：補助率 15% なお、次に該当する施設のうち、特にモデル性が高いものは 1 / 2 ・CLT を構造耐力上主要な部分に活用する建築物 ・耐火建築物又は 3 階建ての準耐火建築物 ・角材を活用した壁柱や重ね梁を活用した建築物 (採択要件) 床面積 1m ² 当たりの地域材利用量が 0.18m ³ 以上かつ延べ床面積 300m ² 以上であること。 ②木質内装：補助率 3.75% ただし、木質内装部分の事業費の 1 / 2 以内 (採択要件) 対象施設の延べ床面積が 300m ² 以上かつ木質内装を行う床及び壁等の合計面積が 300m ² 以上であること。	
担当課 及び 連絡先		林業振興課 県産木材振興係 TEL：027-226-3240	
実績		平成 21, 22, 23, 24, 25, 27, 28 年度	

事業名		ぐんまの「木育」推進事業補助金（木育空間整備支援）	16
根拠法令等		森林・林業基本法	
制度の概要	目的	県産木材の利用を促進するとともに、森林づくりや木材の利用に関わる人づくりを推進するため、木に触れ、その温もりや良さを感じてもらうために実施する民間施設における木育空間整備を支援する。	
	補助対象	民間施設等の設置運営者	
	内容	県産木材を用いた木育スペースの設置に係る経費を補助 ・木製玩具・遊具及び什器等の購入に係る経費 （県産木材を使用したものに限る）	
	補助率	補助対象経費の 1 / 2 以内（上限 100 千円）	
担当課 及び 連絡先		林業振興課 県産木材振興係 TEL：027-226-3240	
実績		令和4年度 2件、令和5年度 3件	